

# 転出される皆様へ



新しい住所に移った日から14日以内に、  
新住所の市町村で転入届をしてください。

## 【転入の届には次のものが必要です】

- 転出証明書
- 運転免許証等本人の確認できるもの
- 個人番号カード（交付を受けている方）  
（転出されるご家族全員分）
- 印鑑
- 母子手帳（妊娠中の方、乳幼児のいる方）
- 住民基本台帳カード（交付を受けている方）
- 在留カード（外国人住民の方）

手続きが必要な方	三川町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返しく下さい。 転出(予定)月日をもって、本町での印鑑登録は廃止になります。	必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険に加入している方	保険証をお返しく下さい。	新たに加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度に加入している方	保険証をお返しく下さい。 県外へ転出の方は、負担区分等証明書の交付を受けてください。	新たに加入手続きをしてください。 転出先が県外の方は、三川町で交付を受けた負担区分等証明書をお持ちください。
①・②・③医療証をお持ちの方	医療証をお返しいただくなどの手続きがあります。	新たに申請の手続きをしてください。
介護保険証をお持ちの方	保険証と負担割合証をお返しく下さい。 要介護（要支援）認定を受けている方は、福祉介護支援係にご相談ください。	新たに保険証の交付を受けてください。 要介護（要支援）認定を受けている方は、要介護（要支援）認定申請をしてください。
児童手当を受けている方	消滅届を提出してください。	新たに申請の手続きをしてください。
18歳以下のお子さんのいる方 （予防接種の手続きがあります）	—	母子手帳を持参の上（接種の記録確認のため）、新たに予防接種予診票の交付を受けてください。
小学校、中学校に在籍しているお子さんのいる方 （保護者のみの転出も含みます）	教育委員会と学校で手続きについてご相談ください。	新住所地の教育委員会と学校で手続きについてご相談ください。
保育園・幼稚園等に在籍されているお子さんのいる方	子ども支援係で手続きをしてください。	事前に新住所地の担当課で入園についてご相談ください。

裏面もご覧ください。

手続きが必要な方	三川町での手続き	新住所地での手続き
妊娠されている方で母子手帳をお持ちの方	—	母子手帳を持参の上、新たに妊婦健康診査受診券の交付を受けてください。(新住所地では三川町の受診券は無効となります。)
児童扶養手当を受給している方	家庭支援係で手続きについてご相談ください。	住所変更手続きをしてください。家族構成の変更などにより該当しなくなる場合もあります。新住所地の役所でご相談ください。
特別児童扶養手当を受給している方	福祉介護支援係で手続きについてご相談ください。	
障害者手帳をお持ちの方 (身体・知的・精神)	—	住所変更手続きをしてください。
自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方	—	
特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方	—	
町税・国保税等のある方	税務担当係で所定の手続きをしてください。	新住所地の税務担当課でご相談ください。
下水道・農業集落排水を利用されている方	鶴岡市上下水道部で所定の手続きをしてください。	新住所地の下水道担当課でご相談ください。
犬を飼っている方	—	前に交付した鑑札を提出して、変更手続きを行ってください。
個人番号カードをお持ちの方	新住所地で継続利用する方は暗証番号をご確認ください。	継続利用の申請が必要です。 (その際、個人番号カード・暗証番号が必要です。)
住民基本台帳カードをお持ちの方	新住所地で継続利用する方は暗証番号をご確認ください。 継続利用しない方は住民基本台帳カードをお返しください。	継続利用の申請が必要です。 (その際、住民基本台帳カード・暗証番号が必要です。)
原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有していた方	税務担当係へナンバープレートの返却又は名義変更の手続きをしてください。	新住所地でも原動機付自転車等を使用する方は、新住所地の税務担当課でナンバープレートの交付を受けてください。

公共料金等の手続きの連絡先は下記のとおりです。

	連絡先	電話番号
電気	東北電力(株)	0120-175-266
上水道	鶴岡市上下水道部 お客さまセンター	0235-23-7609
都市ガス	庄内中部ガス(株)	0235-66-3115
電話	NTT東日本(株)	116
NHK	フリーダイヤル	0120-151515
四輪軽自動車	全国軽自動車協会連合会 山形県取扱庄内支所	0235-68-0611
軽二輪 二輪小型自動車	山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所	050-5540-2014

その他わからないことがありましたら、遠慮なくお尋ねください。

三川町役場(代表) 0235-66-3111 町民課 住民係 0235-35-7025

令和6年4月1日改定